

2012.10.01.
NO.9

図書館九条の会



発行・「図書館九条の会」事務局

第8回学習会

2012年3月4日

私にとっての憲法と9条

北千住法律事務所 所長

弁護士

東京大空襲訴訟弁護士事務局長

黒岩 哲彦

【講師・黒岩哲彦氏の講演内容を
大澤正雄さんが要約したものです】

黒岩です。

東京大空襲裁判についてお話をしたいと思います。

第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

【目次】

- 第1 憲法9条の原点として東京大空襲
- 第2 無差別空襲は国際法に違反
- 第3 戦争の変容と日本国憲法の意味
- 第4 平和的生存権の法理
- 第5 戦争被害受忍論をめぐって
- 第6 東京大空襲訴訟の現状
- 第7 立法運動の現状

話の進め方

東京大空襲訴訟について、きょうの話はこの目次のとおり順番にそってお話していこうと思っています。

私たちが裁判を起こした目的を3つ書いておきました。

【東京大空襲訴訟の特徴と目的】

- 1 本件は、東京大空襲から62年目にして東京空襲の被害者132名が原告となり、被告国に対し、謝罪と損害賠償を求めるものである。
- 2 本件訴訟は、空襲による民間人被害者が集団提訴をなし、多数の代理人がつき、本格的に国の責任を問う初めての例である。原告らは、民間人被害者に対して何らの援助をせず、切り捨て放置した国の責任をすべての東京大空襲被害者を代表して国の責任を問うものである。
- 3 裁判の目的は、犠牲者の凄惨な体験を語り、前線と銃後、兵と民の差はなく日本の国土が戦場であったことを明らかにする。東京空襲が国際法違反の無差別じゆ

目次

- 1 第8回学習会・私にとっての憲法と9条
講師・弁護士 黒岩哲彦
- 10 満州移民から見たもの
齊藤俊江 向山敦子
- 12 会員交流 ～北から南から～
- 16 岩国からの報告 稲生慧
- 17 2011年度決算報告・2012年度予算
- 18 2012年度活動報告・2013年度活動予定
第9回図書館九条の会学習会予告